

【参考】特定事業所加算算定に係る提出書類(訪問介護)

※(別紙9)特定事業所加算に係る届出書を記入後、当資料を参考に添付書類等をご準備ください。

※サービス提供体制強化加算(訪問入浴介護・訪問看護)に係る添付書類についても、下記をご参照ください。

(計画的な研修の実施、会議の定期的開催、定期健康診断の実施)

1.体制要件

	項目	基準	必要な添付書類
(1)	計画的な研修の実施	訪問介護員等・サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施	●事業所全体の研修計画書等(個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等がわかるもの)
(2)	会議の定期的開催	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催	●会議の開催の事実が分かる書類(過去の会議の記録の写し等) ●定期的(概ね1月に1回以上)な開催が分かる書類(会議開催について定めた書面等)
(3)	文書等による指示及びサービス提供後の報告	サービス提供責任者が、利用者を担当する訪問介護員等に対し、利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してからの開始するとともに、サービス提供終了後、担当する訪問介護員等から適宜報告を受ける	●サービス提供責任者と訪問介護員等との間の情報伝達及び報告体制の整備状況が分かる書類(連絡網、マニュアル等)
(4)	定期健康診断の実施	全ての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的に実施する	●少なくとも年1回は事業者負担により健康診断が実施されていることが分かる書類
(5)	緊急時における対応方法の明確化	緊急時等における対応方法が利用者に明示されている	●緊急時等における対応方法が分かる書類(重要事項説明書等)
(6)~(9) ※Ⅰ・Ⅲのみ	医療機関等との連携等	病院、診療所又は訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて訪問介護を行うことができる体制の整備、看取り期における対応方針の策定、看取りに関する職員研修の実施等	●連携先の訪問看護ステーション等との連絡や対応方法等に関する取り決めが確認出来る書類 ●看取り期の対応方針が確認出来る書類 ●職員研修の実施が確認出来る書類(研修の実施時期、参加者、内容等がわかるもの)
※Ⅴのみ	中山間地域等	通常の事業の実施地域内であって中山間地域等に居住する者に対して、継続的にサービスを提供していること	●(別紙9-2) 特定事業所加算(Ⅴ)に係る届出書で確認
※Ⅴのみ	訪問介護計画の見直し	利用者の心身の状況またはその家族等を取り巻く環境の変化に応じて、訪問介護事業所のサービス提供責任者等が起点となり、随時、介護支援専門員、医療関係職種等と共同し、訪問介護計画の見直しを行っていること	

2.人材要件

	項目	基準	必要な添付書類
(1)	訪問介護員等要件	訪問介護員等の総数のうち介護福祉士の占める割合が30%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者並びに介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の占める割合が50%以上である。	●(参考1)算定要件確認書 ●資格証の写し
(2)①	サービス提供責任者要件	・全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者である。 ・1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所においては、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置している。	●(別紙7)サービス提供責任者のシフト表 ●資格証の写し ●実務経験の分かる経歴書
(2)②	サービス提供責任者要件	サービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること	●(別紙7)サービス提供責任者のシフト表 ●資格証の写し
(3)	勤続年数要件	訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること	●(参考2)勤続年数確認書 ●資格証の写し

3.重度要介護者等対応要件

	項目	基準	必要な添付書類
①	重度要介護者等対応要件	利用者のうち、要介護4、5である者、日常生活自立度(Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ)である者、たんの吸引等を必要とする者の占める割合が100分の20以上	●(別紙9-3)「重度要介護者等対応要件の割合に関する計算書(特定事業所加算(Ⅰ)・Ⅲ)」で確認
②	看取り対応	看取り期の利用者への対応実績が1人以上であること ※併せて1(6)を満たす必要あり	—